

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 11 月に結婚してからは A 市に住んでおり、結婚後は、夫が B 金融機関の窓口で国民年金保険料を納付していた記憶がある。その後、時期は定かでないが、夫の当該金融機関の口座から口座振替で保険料を納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 21 か月（申立期間①は 9 か月、申立期間②は 12 か月）と比較的短期間である上、申立人は、昭和 48 年 10 月 31 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年 4 月から国民年金保険料の納付を開始して以降、60 歳に至るまで、申立期間を除き未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、昭和 54 年度及び 55 年度の保険料が 1 年分一括納付されていることが確認できるなど、各申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化はみられないことから、申立期間の保険料のみが納付されていないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に、申立期間②のB社における資格取得日に係る記録を52年9月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を7万6,000円、申立期間②の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月16日から同年4月1日まで
② 昭和52年9月21日から同年10月15日まで

申立期間①について、私は、A社から系列会社のC社に出向し、同社D工場が軌道に乗るまで勤務を命じられた。

申立期間②について、私は、A社から系列会社のB社に出向した。仕事に必要な資格を昭和52年10月7日に取得しているので、それ以前に出向しているはずである。

いずれの申立期間についても途切れることなく勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、当時の事業主及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、当該期間について、C社に出向していたとしていると

ころ、同社は、昭和 49 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで A 社において有すべきものである。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 49 年 2 月のオンライン記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、法令に基づき適正に処理を行っており、申立期間①に係る保険料についても納付していると主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、当時の事業主及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 52 年 9 月 21 日に A 社から B 社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 社における昭和 52 年 10 月のオンライン記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、法令に基づき適正に処理を行っており、申立期間②に係る保険料についても納付していると主張しているが、厚生年金保険の記録における資格取得日と雇用保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 52 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 1804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和56年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社B工場に昭和56年8月31日まで在職しており、厚生年金保険料も給与から控除されていた。しかし、厚生年金保険の資格喪失日が同年8月31日とされているので、同年9月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主の証言、事業所が保管する申立人に係る社籍カード及び人事連絡票から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に昭和56年8月31日まで継続勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和56年7月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和56年8月31日となっている上、事業主も資格喪失日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は同年8月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成5年10月は50万円、同年11月は47万円及び6年10月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から6年2月1日まで
② 平成6年10月1日から7年5月1日まで

ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と保険料納付額について、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の各月分の保険料納付額が、給与明細書の厚生年金保険料額と相違しているため、給与から控除された厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の給与明細書により、i) 申立期間①のうち平成5年10月については、申立人が、当該月においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（38万円）を超える報酬月額（48万7,958円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（50万円）に見合う厚生年金保険料（3万6,250円）を事業主により給与から控除されていたこと、ii) 同年11月については、申立人が、当該月においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（38万円）を超える報酬月額（46万758円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（47万円）より高い標準報酬月額（50万円）に見合う厚生年金保険料（3万6,250円）を事業主により給与から控除されていたこと、iii) 申立期間②のうち6年10月については、申立人が、当該月においてオンライン記録により確認でき

る標準報酬月額（32万円）を超える報酬月額（35万2,314円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（36万円）より高い標準報酬月額（38万円）に見合う厚生年金保険料（2万7,550円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち平成5年10月及び同年11月並びに申立期間②のうち6年10月に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成5年10月は50万円、同年11月は47万円及び6年10月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①のうち平成5年10月及び同年11月並びに申立期間②のうち6年10月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は17年3月11日に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち平成5年12月及び6年1月については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（3万6,250円）に見合う標準報酬月額（50万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（38万円）よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額（平成5年12月は37万1,040円、6年1月は31万4,606円）に見合う標準報酬月額（平成5年12月は38万円、6年1月は32万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（38万円）と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②のうち平成6年11月から7年4月までの期間については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（平成6年11月は2万7,550円、同年12月から7年4月までは3万1,350円）に見合う標準報酬月額（平成6年11月は34万円、同年

12月から7年4月までは38万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(32万円)よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額(平成6年11月は31万8,874円、同年12月は32万546円、7年1月は30万8,842円、同年2月は31万96円、同年3月は29万4,600円、同年4月は29万6,690円)に見合う標準報酬月額(平成6年11月及び同年12月は32万円、7年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月及び同年4月は30万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(32万円)と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における申立期間①の資格喪失日に係る記録を昭和30年1月1日に、申立期間②の資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を、28年6月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から同年12月までは1万6,000円とし、申立期間②の標準報酬月額を、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年6月1日から30年1月1日まで
② 昭和30年10月1日から同年11月1日まで

私は、A社の前身であるD社E支店に昭和22年に入社してから60年7月に定年退職するまで、支社間の異動はあったものの、休職や停職も無く継続して同社に勤務した。

しかし、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が見当たらないとの回答を得たが、申立期間当時はA社C支店に勤務し、厚生年金保険の被保険者資格の喪失や保険料の未納は絶対に無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社C支店に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の訂正前の記録から、昭和 28 年 6 月から 29 年 4 月までは 8,000 円、同年 5 月から同年 9 月までは 1 万 4,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格は、当初、昭和 28 年 6 月 1 日に取得、30 年 1 月 1 日に喪失と記録されていたが、備考欄に「36.12.6、A社の依頼により訂正」と記載され、取得日が 26 年 10 月 1 日に、喪失日が 28 年 6 月 1 日にそれぞれ訂正されていることが確認でき、申立人の当初の記録が当該事業所からの依頼により後日訂正されたために申立期間①の被保険者記録が欠落したと認められることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月から 29 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び同僚の証言並びに申立期間②の直前まで申立人が勤務していたA社F支社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人は、昭和 30 年 10 月 1 日に資格喪失、備考欄に「転、C支店へ」と記載されていることから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和 30 年 10 月 1 日にA社F支社から同社C支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 30 年 11 月の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、申立期間②における政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から62年6月まで

私は、国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、保険料の納付が確認できない旨の回答を得た。昭和48年10月ごろにA市B区のC地区の出張所で加入手続を行い、口座振替により保険料を納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年10月ごろA市B区のC地区の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人の年金の加入記録は、厚生年金保険のみである上、同市において申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できないなど、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は13年を超えており、申立人が加入手続を行い国民年金保険料を納付していたとしても、これだけの長期にわたり、関係行政機関又は金融機関が事務処理を誤り続けるとは考え難い。

さらに、申立人の妻は、申立期間の大部分の期間について、未納とされている。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、保険料の納付事実が確認できない旨の回答を得た。平成3年5月7日に厚生年金保険に加入するまで夫の扶養になっていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその夫が勤務先で納付していたと主張しているが、夫から保険料の納付方法等について証言は得られなかった。

また、申立人が所持する年金手帳には、昭和57年4月25日付けで任意喪失の記録がある上、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）にも同日付けの任意喪失の記載があり、その入力日は、同年4月30日と記載されているほか、オンライン記録においても同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和57年4月以降に国民年金保険料の納付書が送付されたか否かについて、送付されていないと思うと回答している上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から61年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から61年11月まで

時期は特定できないが、私は、A市B区役所又はC区役所において国民年金保険料の納付記録を確認したところ、職員から申立期間が未納となっているので、将来年金を受け取るために保険料の納付を勧められた記憶がある。

申立期間の国民年金保険料については、納付場所は覚えていないが、母からお金を借りてまとめて納付した記憶があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の資格得喪記録（電子データ）によると、申立人は、平成13年8月11日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間である上、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳によると、平成2年2月1日にD社会保険事務所（当時）において氏名変更手続が行われたことが確認できるが、この時点においても申立人の国民年金手帳記号番号が記載されていないことから、国民年金の加入手続が行われていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続並びに国民年金保険料の納付場所及び納付金額等の記憶が定かでない上、申立人の母親は、申立人の生活の支援はしていたが、保険料を納付するためだったかどうかまでは覚えていないとしている。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年3月まで

法律改正によって学生も国民年金に加入しなければならなくなったとのことで、A市から案内書のようなものが送られてきたことから、母親が、私が20歳になった月ごろに国民年金の加入手続をし、社会人になるまでの半年間の国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった月ごろに、申立人の母親が、国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の公的年金の加入記録は厚生年金保険だけである上、A市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

昭和50年4月ごろ、夫と相談の上、夫がA市B区役所の担当課へ行き、私の国民年金保険料を何回かに分けてすべて納付した。

夫からは「もう大丈夫、全部つないだから。」と言われ、私は「ありがとうございます。」と感謝したことを鮮明に覚えている。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、昭和39年4月から44年3月までの期間及び46年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料が第2回特例納付により納付されたことは記録されているが、申立期間の保険料が特例納付された記録は無い。

また、申立人が所持する納付書の送付状（A市B区役所の担当課発行）には、「納める順番は、番号順に納めて下さい。」と記載されているところ、申立人が所持する納付書・領収証書（以下「領収証」という。）には1から6までの番号が連番で記載されている上、特例納付の記録がある期間の領収証はすべて所持しており、申立人は、領収証について「年金問題が起こるまで一度も金庫の外に出したことは無く、紛失することはない。」と述べているが、申立期間に係る領収証は所持していない。したがって、特例納付の記録のある期間の国民年金保険料が納付されることにより、申立人が、特例納付の申込みを行った時点から60歳に到達するまでの保険料を納付すれば、年金の受給資格期間である25年を満たすこと

になることから、申立人の夫は、申立人の国民年金の受給資格を得るために必要な保険料のみを特例納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は既に亡くなっており、事情を聴取することができないため納付状況が不明である上、夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年10月から8年2月まで

私は、平成7年10月にA市B区C支所に年金手帳を持って行き、国民年金の加入手続を行った。その時、窓口で「年金手帳には記入しないのですか。」と聞いたら、「前に国民年金に加入しているので。」と言われ、年金手帳には何も記入されなかったのを覚えている。

国民年金保険料は送られてきた納付書で納付しているので、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年10月にA市B区C支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、同市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、A市からは、「電算システムで納付書を出力しているので、電算記録に加入した記録がなければ納付書は発行できない。」との回答を得ており、申立期間に国民年金に加入した記録の無い申立人に対して、申立期間の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②及び③について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 5 月から 18 年 10 月まで
② 昭和 19 年 10 月から 20 年 7 月 4 日まで
③ 昭和 20 年 8 月 1 日から同年 12 月まで

申立期間①について、A事業所に徴用工として勤務したため、年金の加入期間として認めてほしい。

申立期間②及び③について、B社（現在は、C社）に、昭和 19 年 10 月ごろから 20 年 12 月ごろまで乗船勤務したが、船員保険の加入期間は同年 7 月の 1 か月のみとなっているので、申立期間②及び③を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、寮で同室であったとする元同僚の証言から、勤務期間は正確に特定できないものの、申立人がA事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所について、労働者年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

また、厚生年金保険の前身である労働者年金保険においては、保険料徴収が開始されたのは昭和 17 年 6 月分からであるので、保険給付の対象期間は同年 6 月からであり、同年 5 月分は対象とはならない。

さらに、申立期間①当時は、一定の要件の下、徴用先が民間の軍需工場であれば労働者年金保険に加入し、旧陸海軍の軍需工場であれば共済組合に加入することとされていたところ、申立人及び元同僚の証言から、申立人が勤務したとする事業所は、軍の軍需工場であったと考えられ、制度上、

当該事業所に勤務する者は、労働者年金保険の加入対象とはされていない上、当該元同僚の同事業所における勤務期間は、労働者年金保険の加入期間ではなく、共済組合の加入期間とされている。

このほか、申立人が申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、船舶Dの^{きそう}艀装に従事していた時期であり、航海には出なかったと述べているところ、当該期間は予備船員期間であり、船員保険被保険者台帳においても申立人に係る船員手帳番号として「*」との記載はあるが、当該期間に係る記載は確認できない。

また、上記台帳には、申立人のB社における船員保険の資格取得日が昭和20年7月4日と記載されている。

申立期間③について、申立人は、当該期間の直前に当たる昭和20年7月4日から同年8月1日までの期間がB社における船員保険被保険者期間として記録回復されているところ、資格喪失日（昭和20年8月1日）の根拠に関して日本年金機構は「残存する唯一の資料である船員保険被保険者台帳には資格取得日（昭和20年7月4日）は記載されているが、資格喪失日は記されていない。このような場合、翌月の1日を資格喪失日にしていただけと思われる。」と回答している。

しかしながら、勤務期間等を確認できる関連資料が無く、申立人の勤務期間や乗っていた船舶名を特定することができない。

また、当該期間における同僚に関する申立人の記憶は定かではなく、同僚を特定することができないことから、当時の状況についての証言を得ることができなかった。

さらに、唯一特定できた元同僚は既に死亡している上、当該期間の船員保険加入記録は見当たらなかった。

加えて、C社の問い合わせ窓口であるE社に照会したが、「当社で管理している記録は、社名がB社からF社となった時期以降のものであり、戦時中のことについての関連資料は無く、社内で当時のことを知っている者はいない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで
② 昭和 32 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 31 年 3 月に中学校を卒業し、同年 4 月に A 社（現在は、B 社）に入社した。32 年 3 月に退社したが、勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②について、私は、本社が C 市にあった D 社の E 出張所（F 市）に勤務し、D 社製品の販売をしていたが厚生年金保険の加入記録が無い。

いずれの申立期間についても、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社の回答及び元同僚の証言から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が同僚であったとする者の中には、申立期間①当時、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない者がいることに加え、B 社は、申立期間①当時の労働者名簿等が残っていないとしている上、当時は厚生年金保険に加入しない歩合制で働く社員や徒弟関係で働いていた社員がいたかもしれないと回答している。

また、申立人が同僚であったとする元社員は、申立人が A 社に勤務していたことは覚えていたが、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除については分らないと回答している。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同被保険者原票及びオンライン記録において、申立人が同社の厚生年金保険の被保険者であ

った記録は無く、健康保険の番号に欠番も見当たらない。

申立期間②について、申立てに係る事業所の事業主の二女及びD社の回答から、申立人は、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業主の二女は、「父は個人経営であり、申立人と二人で事業をしていたことから厚生年金保険には加入していない。」と証言している。

また、オンライン記録によれば、申立期間②について、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、当該事業主が申立期間に厚生年金保険に加入した記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立てに係る事業所名を「D社E出張所」としているところ、D社の現在の事業主は、同社の製品を販売するためには個人名より同社の社名を使用した方が販売しやすいとして、同社の先代の社長が申立てに係る事業所の事業主に名義を貸与した話を記憶していると証言している上、同社はF市で厚生年金保険の適用事業所の届出はしていないと回答している。

加えて、D社は、昭和30年から40年までの貸金台帳と源泉徴収票を調査したが、申立人の記録は見当たらないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 43 年 11 月 20 日まで

私は、昭和 40 年 10 月から 43 年 11 月 20 日まで A 社に所属し、B 社から給与を支給されていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚及び元役員の証言から、勤務期間の特定までは至らなかったが、申立人が A 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は昭和 49 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間に A 社で勤務していた複数の者は、同社が厚生年金保険に加入したのは昭和 49 年 4 月であり、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入している者はいないと回答している。

さらに、申立人が給与を支給されていたとする B 社は、「申立人は当社では勤務しておらず、当社の仕事を手伝ってもらった折に、給料ではなく出来高に応じて報酬として支払ったと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 6 月 1 日から 62 年 4 月末まで、A 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間となっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。

厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、昭和 60 年 3 月末に B 事業所を定年退職し、退職後の 2 年間、共済組合の「任意継続組合員証」の交付を受けていたことを記憶している上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは 61 年 8 月 1 日であり、申立期間のうち 60 年 6 月 1 日から 61 年 7 月 31 日までの期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所が新規適用事業所となった昭和 61 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は事業主を含む 6 名であり、取得前の期間は全員が国民年金に加入していることが確認できる上、当時の同僚は、「当該事業所には昭和 58 年 12 月から勤務したが、2 年経過後も厚生年金保険に加入していなかったため退職を申し出たところ、事業主から加入手続を進めている最中なので辞めないでほしいと言われたことがある。厚生年金保険の加入は 61 年 8 月 1 日からであった。」と証言している。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の同記

号番号は、昭和 62 年 4 月 1 日を資格取得日として同年 4 月 14 日に払い出されており、このほかに別の記号番号が払い出された形跡は確認できない。

加えて、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、当時の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 45 年 11 月まで

私は、昭和 43 年 10 月から 45 年 11 月まで A 事業所に勤務した。

給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは定かでないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 52 年 4 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所から健康保険証及び年金手帳は交付されなかったと記憶している上、昭和 43 年 12 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間のうち同年 12 月から 45 年 11 月までの期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、事業主及び申立人が記憶している同僚は、申立期間当時は国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 9 日から同年 9 月 8 日まで

私は、昭和 48 年 4 月に定時制の高校に入学し、申立期間に学校側からあっせんされたA社に勤務した。

給料は日給月給であり、勤務時間は午前 8 時から午後 3 時までの 6 時間であったが、保険料は控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 52 年 1 月 1 日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主の親族は、「申立期間当時は自営業で、昭和 51 年 12 月に法人登記し、52 年 1 月から厚生年金保険の適用事業所となったが、母や従業員も厚生年金保険に加入するまでは国民年金に加入していたはずである。」と証言している上、オンライン記録において、事業主及び申立人が記憶する同僚 4 名を含む 11 名の厚生年金保険被保険者資格の取得日は当該事業所が適用事業所となった昭和 52 年 1 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所における勤務時間は 6 時間で雇用形態はアルバイトであったと記憶している上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の被保険者記号番号は、高校卒業後に就職したB社に係るものとして昭和 52 年 3 月 17 日に払い出され、同年 3 月 5 日に同社

において被保険者資格を取得したことが確認でき、このほかに申立人の被保険者記号番号が払い出された記録は確認できない。

加えて、当該事業所は、平成5年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当時の事業主も亡くなっていることなどから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月ごろから 38 年 1 月 19 日まで
私が勤務していた A 事業所は、昭和 38 年 1 月 19 日に法人化して「B 社」となったが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 事業所当時の厚生年金保険加入記録が見当たらないとの回答を得た。

しかし、昭和 36 年春ごろの説明会で、従業員 5 人以上の事業所は、厚生年金保険と健康保険に個人事業主も含めて従業員全員が加入するよう勧められ、同年 10 月ごろに個人事業主であった私の父及び私を含め 9 人が加入したので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立期間当時、申立人は、A 事業所に勤務していたことが推認できる上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人並びにその母及び妹の 3 人を含む従業員 9 人は、当該事業所が個人事業所として厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 7 月 1 日に連番で被保険者記号番号が払い出され、被保険者資格を取得したことが確認できるが、申立人並びにその母及び妹の 3 人に係る当該厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の備考欄に、「家族従業員として誤って適用されたので、後日、取り消されたものと思料される。」と記載されていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、当該事業所が法人化された昭和 38 年 1 月 19 日に申立人は新たな被保険者記号番号を取得し、申立人の父（事業主）、母及び妹と連番で同年 1 月 29 日に払い出されていることが確認できることから、当該事業所が個人事業所であった

36年7月1日に取得した申立人の被保険者資格は、38年1月29日以前に取り消されたものと認められる。

さらに、当該事業所は閉鎖し、事業主は既に死亡していることから、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 6 月 1 日まで
② 昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 6 月 10 日まで

昭和 31 年 4 月から 33 年 6 月まで勤務した A 事業所 B 事務所の厚生年金保険加入期間について照会したところ、32 年 6 月 1 日資格取得、同年 8 月 1 日資格喪失となっており、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、昭和 31 年 4 月から 33 年 6 月まで勤務した期間のうち、各年の 5 月 15 日から 9 月 15 日までは、宿舎に泊まり込んで仕事をした。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚のうち、唯一住所が確認できた者に照会したが、申立人のことを明確には覚えておらず、申立人の具体的な勤務期間を特定できる回答は得られなかった。

また、上記同僚は、A 事業所において、昭和 32 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまで勤務していたと回答しているところ、当該事業所における当該同僚の厚生年金保険被保険者記録は、申立人と同様に、同年 6 月 1 日資格取得、同年 8 月 1 日資格喪失となっており、勤務期間のうち厚生年金保険に加入していない期間がある。

さらに、当該事業所を管轄する C 事業所では、申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の資料が保管されておらず、このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月6日から同年6月1日まで
② 昭和25年6月1日から31年12月10日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、私がA社B支店C営業所(申立期間①)及び同支店D営業所(申立期間②)に勤務していた期間について、厚生年金保険の脱退手当金を受給しているとの回答を得た。
しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者記号番号は同一番号で管理されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを示す記載があり、その支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日(昭和31年12月10日)から約2か月半後の昭和32年2月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社B支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において昭和24年9月1日から34年3月31日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中で、脱退手当金の受給要件を満たす女性従業員は15人いるが、このうち、申立人を含む13人に脱退手当金の支給記録があり、連絡の取れた者のうち2人は「会社が申請し、脱退手当金を受け取った。」と回答している上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。